

二地域居住の促進に伴い住民税、介護保険制度など住民票を前提とする制度の見直しを求める意見書（案）

先日公表された 2025 年住民基本台帳人口移動報告によると、東京圏への転入超過が 1996 年以降 30 年連続となり、20 代を中心に東京圏への人口集中が続いている。

こうした人口の東京一極集中と地方の人口減少を是正することを目的に、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が 2024 年 11 月に施行され、また、2026 年度中には、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を可視化し、地域の担い手の確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」も開始予定となっており、今後、二地域居住というライフスタイルが一般的に広がり、定着していくものと考えられる。

地方にとって、二地域居住は地域の賑わい維持や発展につながるものとして大いに期待している制度であるが、一方で、これまでの単一居住、定住型のライフスタイルを前提として設計された各種制度の取扱いに不安も感じているところである。

住民税、介護保険制度など、現在の住民票を前提とする制度を洗い出し、二地域居住など新たなライフスタイルに合わせた制度見直しをするよう強く要望する。

また、現行制度が維持されている期間、例えば、介護保険制度では、都会で長く住んでいた高齢者が、新しい居住先に住民票を移した後で施設入所や在宅サービスの利用を行った場合は、新しい住民票所在地となった地方自治体がそれらの介護サービスに係る費用を負担することとなり、住民に負担いただく介護保険料にも影響を及ぼすことになる。地方を気に入って来てくれる方を、受入先となる地方自治体や住民が快く受け入れられるよう、特別な財政調整制度の創設等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 17 日

様

和歌山県議会議長 岩田 弘彦
(提出者)
鈴木 太雄
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣